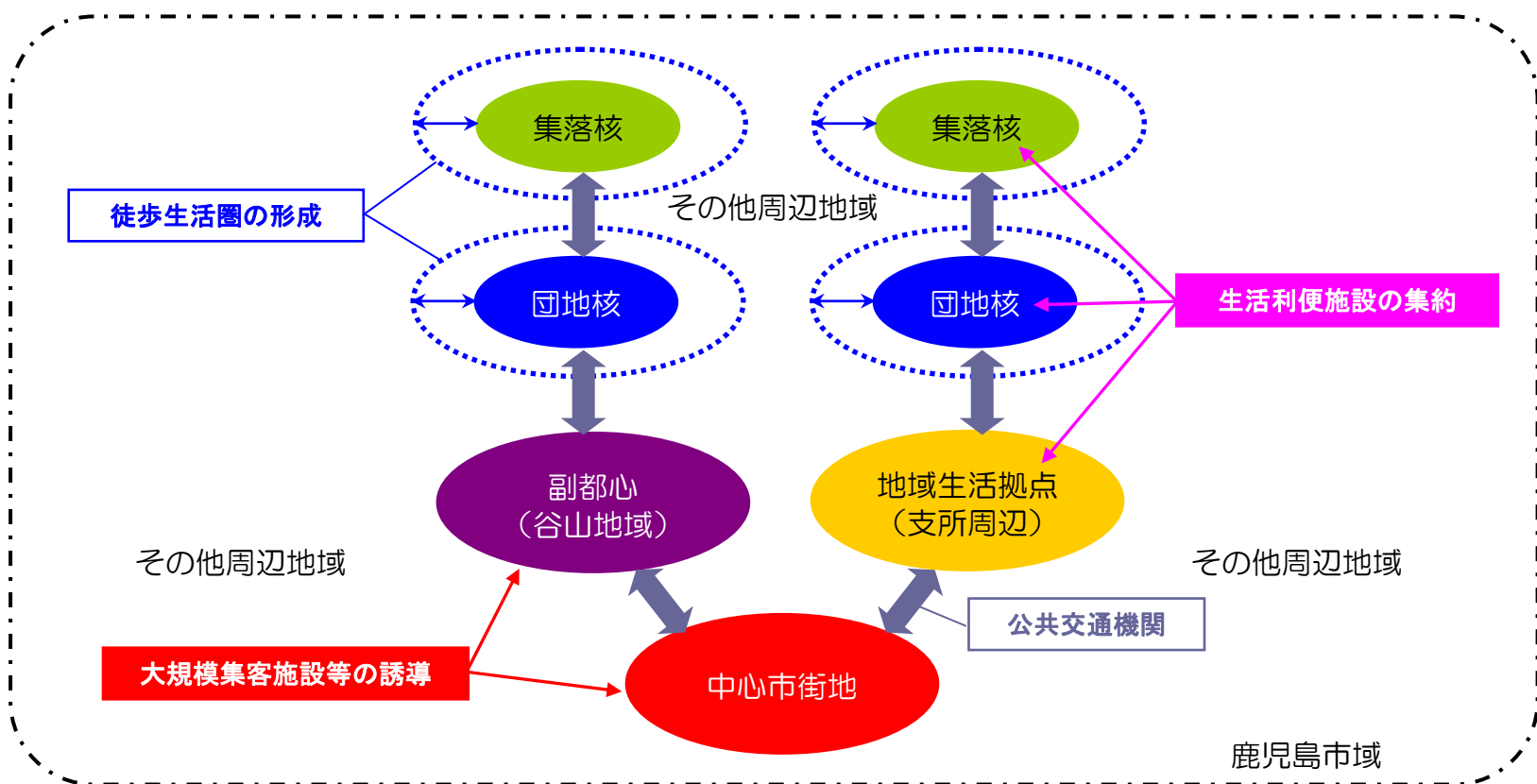


5 本市が目指す集約型都市構造の考え方

本市では、「中心市街地」、「副都心」、「地域生活拠点」、「団地核」、「集落核」の5つの拠点を設定し、各拠点を公共交通機関で結ぶとともに、「中心市街地」及び「副都心」では大規模集客施設等の誘導、「地域生活拠点」、「団地核」及び「集落核」では生活利便施設の集約を行うことにより、高齢者をはじめ多くの人々が、徒歩・自転車、公共交通機関により日常生活が可能となる集約型都市構造を目指します。（下図参照）

各拠点とその他周辺地域の「定義」及び「商業集積の考え方」は下表のとおりとします。



<本市が目指す集約型都市構造の概念図>



<各拠点（地域生活拠点・団地核）のイメージ図>

		定義	商業集積の考え方
拠点	中心市街地	概ね鹿児島市中心市街地活性化基本計画区域に含まれる地域	大規模集客施設等をはじめとする広域を対象とした商業機能の集積を促進する。
	副都心	谷山駅を中心とする地域（鹿児島市谷山地区中心市街地活性化基本計画区域（旧法）を参考に設定）	
	地域生活拠点	鹿児島市総合計画に生活圏として定めている郡山、吉田、伊敷、吉野、松元、喜入、桜島の7地域の支所周辺等	日常生活の利便性を確保するために、一定の商業集積を促進する。（大規模集客施設等の立地は抑制する。）
	団地核	地形的な要因等により、周辺の市街地から分断され、当該団地外へ徒歩や自転車等で移動することが困難な住宅団地	
	集落核	一定規模（概ね200戸）以上の集落が形成され、地域外の商業集積地から距離があること等により、日常生活を送る上で支障があると考えられる地域	
	その他周辺地域	上記拠点以外の地域	各地域の特性等を踏まえ、商業集積の誘導又は抑制を行う。